

練馬稲門会「弔慰規程」

（目的）

第1条 練馬稲門会規約に基づき、会員およびその配偶者の逝去に対して弔慰の方法について定める。

（適用範囲）

第3条 正会員及びその配偶者の逝去とする。
準会員、賛助会員には適用しない。

（弔慰の方法）

第4条 （1）「早稲田大学練馬稲門会」の名義をもって弔慰電報を打つ。
（2）葬儀終了後に弔意事象の発生を知った場合は、弔意電報に代えて会長名で弔意を示した書状を送付する。

（規程の運用）

第5条 本規程に定めのない事項については、会長、幹事長、事務局で協議の上、これを処理する。

（広報）

第6条 訃報通知を速やかにホームページ、会報等に掲載する。

付 則

この規程は平成27年1月10日から施行する。